

審議結果（令和 5 年度第 1 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 5 年 7 月 26 日（水）

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室及び web 会議

出席者【会長・副会長等】

佐藤 宏之委員【会長】、藤井 恵介委員【副会長】、稲本 万里子委員、森谷 美保委員、浅見 龍介委員、内田 青蔵委員、山崎 祐子委員、谷口 貢委員、山本 志乃委員、鈴木 淳委員、中島 圭一委員、寺前 直人委員、谷川 章雄委員、石川 正弘委員、金子 弥生委員、鈴木 伸一委員 16 名

次回開催予定日

令和 5 年 11 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録

審議経過

（谷口副課長）

ただいまより、令和 5 年度第 1 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

本日の審議会につきましては、昨年度同様、対面の会議形式と Web 会議形式の併用で開催させていただいております。

また、今年度は、県総合政策課により県全体の総合計画の策定が進められており、本審議会の内容も総合計画策定の参考とさせていただき、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、開催にあたり定足数の確認をいたします。本日の審議会は、神奈川県文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づく定足数 9 名のところ、会場には 3 名、web 上では 13 名、計 16 名の委員の方に御出席いただいておりますので成立しております。

では、今年度最初の会議でございますので、各委員の皆様を御紹介させていただきます。
既にお送りしております神奈川県文化財保護審議会名簿を御覧ください。

名簿順に御紹介いたします。

- ・稲本 万里子委員です。
- ・森谷 美保委員です。
- ・浅見 龍介委員です。
- ・藤井 恵介委員です。
- ・内田 青蔵委員です。
- ・山崎 祐子委員です。
- ・谷口 貢委員です。
- ・山本 志乃委員です。
- ・鈴木 淳委員です。
- ・中島 圭一委員です。
- ・佐藤 宏之委員です。
- ・寺前 直人委員です。
- ・谷川 章雄委員です。
- ・石川 正弘委員です。
- ・金子 弥生委員です。
- ・鈴木 伸一委員です。

なお、本日は藤井 雅子委員が御欠席となっております。

引き続き文化遺産課職員を御紹介いたします。

- ・菅原文化遺産課長です。
- ・調整・世界遺産登録推進グループの城所グループリーダーです。
- ・埋蔵文化財グループの恩田グループリーダーです。
- ・有形文化財関係の第1部会を担当する羽入主事です。
- ・民俗関係の第2部会を担当する柏木主査です。
- ・史跡・考古関係の第3部会を担当する井澤主幹、富永副主幹です。
- ・自然関係の第4部会を担当する村田主事です。
- ・事務局の齋藤主任主事です。

それでは昨年度同様、審議会の会長をお務めいただく佐藤会長にこれ以降の進行をお願いさせていただきます。よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

皆様、お久しぶりでございます。それでは議事に入らせていただきます。初めに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱において、附属機関による会議の非公開の決定は附属機関の長が当該会議に諮って行うものとなっております。

本日の審議内容については、諮問事項等なく報告事項だけなので特段非公開としなくても良いのではないかと考えております。公開の方法は傍聴としたいと思いますが、これについ

て御異議等はありませんか。

(全委員) <異議なし>

(佐藤会長)

御異議がないようなのでそのように進めさせていただきます。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局)

おりません。

(佐藤会長)

わかりました。本日傍聴者はいないということで、続いて議事の2番目の部会報告に入りたいと思います。先ほどの各部会で話し合われた内容について、各部会長から簡単に御報告いただきたいと思います。それでは第1部会からお願いいたします。

(稲本委員)

第1部会の稲本です。第1部会では事務局から「県指定重要文化財建造物の現状変更と許可の状況」について説明がありました。これは後程、事務局から説明があると思います。

それから、今後の「県指定重要文化財の指定候補案件」について事務局から説明がありました。こちらも事務局の皆様と協力しながら進めていきたいと思っております。以上です。

(佐藤会長)

それでは第2部会、お願いいたします。

(谷口委員)

第2部会の谷口です。第2部会では、今年、県民俗文化財に「鍛冶屋鹿島踊り」が指定され、また、国指定文化財の指定のうち、「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」として、「大山こまの製作技術」が選択されたことが報告されました。以上です。

(佐藤会長)

それでは第3部会、お願いします。

(谷川委員)

第3部会の谷川です。第3部会では「県指定文化財の現状変更等の許可の状況等」について事務局から御報告がありました。特段、委員からの質問等はありませんでした。以上です。

(佐藤会長)

それでは第4部会、お願いします。

(鈴木 伸一委員)

第4部会の鈴木です。第4部会では、「県指定天然記念物及び名勝の現状変更等」について事務局から報告がありました。また、「県指定天然記念物の天然島、笠島及び周辺水域」にかかる現状変更、芦名3号護岸工事について、横須賀市からの相談内容の共有がありました。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ただいま全部会から御報告いただきましたが、このことについて委員の皆様方から何か御質問、御意見等ございますか。

(全委員) <質問・意見なし>

(佐藤会長)

他に何もないければ議題の方に入らせていただきます。それでは報告事項のA「県指定無形民俗文化財の指定」について事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「県指定無形民俗文化財の指定」について御報告いたします。

湯河原町の「鍛冶屋鹿島踊り」については、令和5年3月20日月曜日付け県公報において、新たに県の無形民俗文化財に指定する旨の告示を行いました。第2部会の先生方におかれましては、調査に対する大変な御協力ありがとうございました。

指定文化財ですが、文化財の所在地は足柄下郡湯河原町鍛冶屋で、保護団体名は、鍛冶屋鹿島踊り保存会です。

文化財の概要についてですが、鹿島踊は神奈川県西部から伊豆半島にかけての相模湾西岸に伝承されている民俗芸能で、一説には鹿島神宮由来の疾病退散等の踊りが起源であるとされています。

現在、神奈川県内で継承され、実施が確認されている5例の鹿島踊のうちの一つであり、湯河原町鍛冶屋に所在する五郎神社の例祭にて、例年4月の第3土曜日、日曜日にかけて行われ、五郎神社境内の他、複数の箇所でも踊るものであり、円形の踊りと方形（角形）の踊りの2種類で構成されています。

享和2年に五良大明神（現在の五郎神社）の祭礼に鹿島踊を奉納したことを示す祭礼届が現存し、文化元年、文化3年、文化4年、文化6年にも同様の届が出ていることから、1800年代の初めには鹿島踊が行われていたことは確実であります。

その後、明治期以前に一度途絶えたものの、明治期末に復活しました。以降は青年団を伝承母体として継承され、昭和35年から37年頃に中断し、昭和47年の復活以降は、鍛冶屋鹿島踊り保存会を結成して今日に至っております。

平成16年1月に湯河原町指定無形民俗文化財に指定されており、平成30年度より開始した県の民俗芸能記録保存調査の第1弾として、神奈川の鹿島踊の調査を開始し、鍛冶屋鹿島踊りについても調査が行われ、詳細が明らかになりました。

踊り手の衣装や隊形については資料の図や写真を御覧ください。説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいまの御報告について御質問、御意見等はございますか。

(全委員) <質問・意見なし>

(佐藤会長)

特にないようでしたら、次に行きたいと思います。次に報告事項のイ「国指定文化財の指定等について」事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択」について、報告いたします。

文部科学省は、令和5年3月22日水曜日付け官報において、「大山こまの製作技術」について、新たに「国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」に選択する旨の告示を行いました。この告示により、本県の国選択「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」の累計は9件となります。

この文化財ですが、所在地は伊勢原市で、保護団体名は伊勢原市大山こま製作技術保存会です。

次に、文化財の概要ですが、選択の趣旨としては、日本の各地に伝承される郷土玩具や民芸品などの木工品の製作には、木地師の技術を継承している例が少なくなく、「大山こまの製作技術」もその一つで、大山信仰と結びつくことで発達し、轆轤を用いて木工品を製作する木地師の技術を伝えています。

美しく正確に回る形状の削り出しや軸となる芯棒の調整等の工程は、特に熟練の技術が必要とされ、地域的特色が顕著であり、我が国における挽き物や木工品製作の技術を理解する上で重要であります。

大山こまは近世中期から盛んとなる大山詣りの土産物として知られ、家内安全や商売繁盛の縁起物として、参詣者に買い求められてきました。ミズキを原材料として作られ、芯棒が太く、全体に丸みを帯びた重厚な形が特徴で、その製作技術は轆轤の回転を利用して部材の成形や彩色をする木地師の技術を伝えていて重要ですが、技術の伝承が難しくなっており、また、伝承者の高齢化も進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものです。

続きまして、「2 国指定史跡の追加指定」について御報告いたします。

文部科学省は、令和5年3月20日月曜日付け官報において、国指定史跡「下寺尾官衙遺跡群」及び「下寺尾西方遺跡」（いずれも茅ヶ崎市）について指定地範囲を追加する旨の告示を行いました。

それによって、現在、本県の国指定の指定名勝天然記念物は、累計で73件、変化なしです。内容については資料の方を見ていただければいいかと思いますが、答申の時に既に御説明を

しておりますので、その部分は割愛させていただきたいと思います。

続きまして、「3 国登録有形文化財兼建造物の新規登録」について御説明させていただきます。資料2ページの項番3を御覧ください。

文部科学省は、令和5年2月27日付け官報において、「本多家住宅（旧中上川家住宅）主屋」ほか4件を登録有形文化財に登録する旨の告示を行いました。この告示により、本県の国登録有形文化財（建造物）は、累計で307件となります。

今回指定となった5件、鎌倉市小町にある「本田家住宅（旧中上川家住宅）主屋」、「本田家住宅（旧山本家住宅）門及び塀」、小田原市板橋にある「松永記念館無住庵」、三浦郡葉山町一色にある「山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）母屋及び画室」。こちらにつきましては、前回の審議会の答申の際に御説明をさせていただきましたので、詳細の説明は割愛させていただきます。後程資料の方を御確認ください。

4ページに移らせていただきます。項番4になります。

国の文化審議会は、令和5年3月11日に開催されました同審議会文化財分科会の審議議決を経まして、「總持寺仮真殿」ほか6件を登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に対して答申しました。今回の答申のとおり告示されますと、本県の国登録有形文化財（建造物）は、累計で314件となります。今回答申となりました7件につきまして、資料を元に簡単に御説明をさせていただきます。

まず、横浜市鶴見区鶴見に所在する「總持寺仮真殿」及び「總持寺虎嘯窟渡廊下」について御説明します。總持寺が所有する建造物は既に16件が登録有形文化財となっておりますが、今回新たに2件が登録となるものです。

まず、仮真殿は、鶴見への本山移転に際し、御真牌を祀った開山堂で、現在は位牌堂となっております。入母屋造平入棧瓦葺で、正面側に切妻造の相の間を設け、疑宝珠高欄付階段とその両側の廊下で信徒位牌堂と繋がる独特な構成となっております。内部は一室で格天井と位牌壇を備え、背面で納骨堂の常照殿と繋がっています。

虎嘯窟渡廊下は、放光堂と虎嘯窟を矩折に繋ぐ渡廊下です。切妻造棧瓦葺で、組物は舟肘木、真壁造で格子窓に腰板張となっております。虎嘯窟側に、玄関を屋根葺下ろしで設け、放光堂寄りの二間を二重虹梁墓股として屋根を切上げており、床組みを太鼓橋状にして床下を通路としています。貫首が使用した造りの良い渡廊下とされています。

続きまして5ページ目です。横浜市中区山手町に所在する「河合家住宅（旧横浜市営外国人住宅）主屋）」について御説明します。旧山手居留地の南部丘陵に所在する洋風住宅で、関東大震災後に横浜市が建築した外国人住宅です。切妻造平屋建で、角屋部分は半切妻造となっております。柱頭飾り付円柱の玄関ポーチが特徴的です。内部は居間中心の平面で、居間と食堂に暖炉を備えています。震災復興の公営外国人住宅として貴重なものとされています。

続きまして、同じく横浜市中区山手町に所在する「中嶋家住宅（旧ピゴット邸）主屋）」について御説明します。旧山手居留地に建つ大きな切妻屋根と太い円柱の玄関ポーチが特徴の洋館です。内部はベイウィンドウ付食堂を中心に諸室を配置し、応接間と食堂、居間に暖炉を置いています。二階は屋根裏部屋の個室を設け、元は南面をサンルームとしていました。震災後の外国人住宅として貴重なものとされています。

続きまして6ページ目です。海老名市国分南に所在する「海老名市温故館（旧海老名村役場）」について御説明します。相模国分寺跡に近接する木造洋風の庁舎建築です。二階建てで、寄棟造棧瓦葺で、東に切妻造の玄関ポーチを付し、北に寄棟造を増築しています。外壁は下見板張で、内部の一階は三室で、北に階段を配し、二階は一室としています。玄関ポーチの柱頭や破風板の装飾が特徴的な村役場の建物です。

最後に高座郡寒川町一之宮に所在する「旧広田医院主屋」と「門柱及び塀」について御説明します。主屋は大山街道沿いの旧家の洋館付和風住宅です。平屋建ての和館部は、田の字型の間取りで伝統的なものです。二階建ての洋館は、外壁を下見板張で、一階に医院の諸室を配し、X線室は大壁漆喰仕上となっています。二階は床構え付の10畳座敷に縁廊下を巡らせ、上下窓が開かれています。地域の医院として親しまれた佇まいとなっています。

門柱及び塀は、大山街道に開くコンクリート造の門柱と塀基礎部分から成ります。門柱は太い角柱で、上部兜巾型で江戸切仕上です。元は門扉付でした。袖柱を塀の端部に立てて袖塀で塞ぎ、潜戸口を設けています。塀の基礎は切石風モルタル仕上で、元は板塀を載せていました。医院の表構えに相応しく重厚な歴史的景観を形成しているとされています。

報告事項イの説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告について御質問、御意見等がございますか。

(全委員) <質問・意見なし>

(佐藤会長)

特にないようでしたら、報告事項ウに入らせていただきます。「県指定文化財の現状変更等の許可の状況」について、こちらも事務局から説明をお願いします。

(事務局)

報告事項ウ「県指定天然記念物及び名勝の現状変更」について報告いたします。資料3を御覧ください。

本件については、前々より文化財保護審議会で協議・報告をしております、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島笠島及び周辺水域」に係る無許可の現状変更の件であるため、概要の説明については割愛させていただきます。

「1 経緯」の二つ目の丸を御覧ください。今回の主題としましては、この度、事業者である横須賀市大楠漁業協同組合が許可条件に基づき、第8回目及び第9回目のモニタリング調査を実施し、調査報告書を提出したことを受け、県教育委員会が行った対応について報告するものです。

「2 県教育委員会の対応」の一つ目の丸を御覧ください。第8回調査報告書の提出を受けて開催した、令和5年度第1回モニタリング調査報告検討委員会にて、協議を行った結果、次のことが確認されました。なお、本モニタリング調査報告検討委員会につきましては、今

回の件を受け、当該文化財モニタリング調査について、専門的見地から県教育委員会に対し助言を行うことを目的として、令和3年7月12日に設置した委員会でございます。

県文化財保護審議会からも、第4部会の鈴木先生、金子先生に委員として御参加していただいております。

改めまして、「2 県教育委員会の対応」を御覧ください。令和5年度第1回モニタリング調査報告検討委員会にて、協議を行った結果、次のことが確認されました。

ア 今回の調査でも工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来にわたっての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。

イ ただし、浚渫された消波堤内側のデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。

以上のことが確認されました。

最後に、今後の予定につきましては、現状変更の許可条件のとおり、引き続き事業者は現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間4回のモニタリング調査を令和6年3月まで継続して実施いたします。なお、令和5年7月7日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立ち会いのもと、事業者は第9回目のモニタリング調査を実施いたしました。また、令和5年度第2回モニタリング調査報告検討委員会は、8月28日に開催を予定しております。こちらの結果等につきましては次回の文化財保護審議会の中で報告いたします。

また、二つ目の丸に記載のとおり、継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められた場合は、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた必要な是正措置を行うよう要請して参ります。

報告事項ウの説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告について御質問、御意見等がございますか。

(全委員) <質問・意見なし>

(佐藤会長)

特にないようでしたら、次の報告事項に入らせていただきます。報告事項エ「県指定文化財の現状変更等の許可の状況」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

報告事項エ「県指定文化財の現状変更等許可の状況」について御説明いたします。資料4を御覧ください。

まずは有形文化財について、項番1から5について御説明をさせていただきます。項番1から5は、いずれも「神奈川県立図書館・音楽堂」の音楽堂部分における現状変更です。

まず、項番1、こちらは音楽堂の舞台下にあるオーケストラピットの内部において、壁部分のコンクリートのコア抜きを行うものです。写真等は別紙の1ページを御覧ください。音楽堂では、舞台の改修工事を想定した現状調査を行っており、コア抜きはその一環として、舞台の劣化状況の調査のため行ったものです。本調査においては、音楽堂の設計者である前川國男の設計事務所が施工を担当しており、記載の理由と許可条件をもって許可をしております。

続きまして、項番2、音楽堂の劇場扉の交換に伴う現状変更です。写真等は別紙の2ページを御覧ください。音楽堂ホールの扉が経年劣化により交換が必要となり、扉の更新時に撤去した床の一部を類似材料で復旧するものです。類似材の決定に際しましては、項番1と同様に、前川國男建築設計事務所が関わっており、また、音楽堂の特徴の一つである、テラゾー仕上げの床には手を付けず、必要最小限の範囲で施工されるということから、資料記載の理由と許可条件をもって許可したものです。

続きまして、2ページに移ります。項番3、音楽堂バックヤード部における防犯カメラの増設に伴う現状変更です。写真等は別紙のページ3を御覧ください。

現状死角となっている部分を補完するために、防犯カメラを増設し、その配線を固定するアンカーを1階のバックヤード部に打設するものです。1階バックヤード部は、建設当初、駐車場であった場所に後年増設された部分であり、資料記載の理由と許可条件をもって許可しております。

続きまして項番4、音楽堂地下1階の漏水対策に伴う現状変更です。写真等は別紙のページ4を御覧ください。地下1階のバックヤード部に漏水が発生したため、その箇所に水を排水させる立上りを設けるものです。こちらも資料記載の理由と許可条件により許可しております。

最後に項番5、音楽堂のインターカムシステム機器更新に伴う現状変更です。写真等は別紙のページ5を御覧ください。インターカムシステムの機器を固定するボックスを壁に取りつける際、新たな開口が必要となる可能性があったため、許可申請があったものです。こちらは資料記載の理由と許可条件をもって許可いたしましたでしたが、当日現地で確認したところ、既存の穴を再利用することができたため、新たな開口は行われませんでした。資料にも補足として記載しております。

項番1から5の有形文化財の現状変更についての御説明は以上となります。

続きまして、史跡の方の現状変更について御報告いたします。資料4の3ページ、項番6からです。

海老名市にある「上浜田中世建築遺構群」。こちらについては、シェアサイクルステーションの増設の変更許可がありました。許可理由としましては、掘削は伴わず、ステーションの設置により史跡への利便性が高まることが見込まれるため、許可をいたしました。

続きまして項番7の山北町にある「河村城跡」について御報告いたします。景観整備工事が行われました。許可理由としましては、抜根は行わず地下遺構への影響はほとんどない。また、伐採が中心となるのですが、それにより、史跡本来の景観に戻し、樹木による遺構の毀損を防止するため、許可をいたしました。

史跡については以上となります。

続きまして、史跡名勝「江ノ島」の現状変更の状況について御説明いたします。項番 8、「江の島」における個人店舗建替に伴う現状変更です。藤沢市江ノ島 2 丁目の指定地内において、既存の老朽化した空き家を解体後、二階建て店舗を建設するものです。掘削を伴うものの、やや急な斜面地を埋め立てて平坦地としていることなどから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により記載の条件をもって許可したものです。

次に項番 9、「江の島」における説明看板設置に伴う現状変更です。藤沢市江ノ島 1 丁目の指定地内の緑園広場において説明看板の設置を行うものです。掘削を伴うものの、計画地は埋設地であることから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に項番 10、「江ノ島」における係留施設設置工事に伴う現状変更です。藤沢市江の島 1 丁目の指定地内において、新規係留施設の設備を行う整備を行うものです。掘削を伴うものの、施工箇所は埋立地であり、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に項番 11、「江の島」におけるサムエルコッキング苑内樹木伐根及び説明看板撤去に伴う現状変更です。藤沢市江ノ島 2 丁目の指定地内において樹木ツカミヒイラギが枯死したため、抜根するとともに、それに関する説明看板の撤去を行うものです。掘削を伴うものの、深度が表土に収まることが確認できることから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に項番 12、「江の島」における既存基礎撤去及び倉庫新築現状変更です。藤沢市江ノ島 1 丁目の指定地内において倉庫を新設するものです。掘削を伴うものの、当該敷地は埋立によって整備された湘南港であり、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更の状況について御説明いたします。

項番 13、「大磯高麗山の自然林」における危険木の伐採に伴う現状変更です。大磯町字高麗山 580 番の指定地内において、民家に近接している危険木 22 本の伐採等を行うものです。安全管理上必要な作業であり、また樹叢全体への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番 14、「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」における樹木の剪定に伴う現状変更です。小田原市城山 3 丁目の指定地内において、樹木の枝葉の伸長により指定地外に張り出していることで、指定地に隣接するマンションの塗装工事の足場設置に支障が出るため、剪定するものです。樹叢時全体への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番 15、「ギフチョウとその生息地」における現地調査に伴う現状変更です。相模原市緑区牧野の指定地内において、出現状況等の確認調査を行うものです。放蝶由来と考えられる異個体が確認されたことを受けて、県で実施している調査であり、異個体ではない場合は解放するなど、天然記念物への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番 16、「天神島、笠島及び周辺水域」における消波堤設置に伴う現状変更です。横須賀市佐島 3 丁目の指定地内南東部において、佐島漁港内の静穏度の向上を図るため、消波堤設置が行われるものです。事前のモニタリング調査では、設置予定箇所に希少生物の群落等は確認されず、また設置される消波ブロックは環境に配慮したものであることから、記載の条件をもって許可したものです。なお、本件については事前に文化財保護審議会第 4 部会の委員の先生方の御意見を参照の上、御承諾を得ております。

項番 17 及び 22 は「天神島、笠島及び周辺水域」における第 8 回、第 9 回モニタリング調査に伴う現状変更です。横須賀市佐島 3 丁目の指定地内において、消波堤周辺水域のモニタリング調査を行うものです。海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

項番 18、「キマダラルリツバメとその生息地」における個体調査、捕獲・殺傷に伴う現状変更です。相模原市緑区佐野川の指定地内において、各種捕獲方法により、雄雌各 1 個体を捕獲し、標本作成のため持ち帰りを行うものです。県のレッドデータブック更新のために行われる学術的な調査であり、捕獲量も調査に必要な最低限度であることから、天然記念物への影響は軽微であると判断され、記載の条件をもって許可したものです。

項番 19、「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」における樹木剪定に伴う現状変更です。小田原市城山 3 丁目の指定地内において、カシ、ハゼ、タグの樹木 6 本とその他、民地に飛び出している樹木について枝葉の剪定を行うものです。住民生活に影響を及ぼしていることから、必要な作業であり、また当該樹叢本体への影響は軽微であると考えられると判断され、記載の条件をもって許可したものです。

項番 20、「早雲寺林」における危険木の枯損木等の伐採・剪定に伴う現状変更です。足柄下郡箱根町湯本の指定地内において、枯損木 4 本を伐採・剪定するものです。なお、本現状変更は事前に許可を受けずに実施された無許可の現状変更です。倒木等の恐れがあるなど、将来的な倒木や落枝による物的・人的被害が懸念されることから、樹叢の安全管理上必要な作業であると判断され、記載の条件をもって許可したものです。

項番 22 については 17 と同時に説明しましたため、項番 21 が最後となります。宝生寺・弘誓院の寺林における枯損木の伐採・剪定に伴う現状変更です。横浜市南区睦町 2 丁目の指定地内において、枯死木カラスザンショウを 1 本伐採、大きく枝葉が張り出しているコナラ 1 本の剪定を行うものです。樹叢の維持管理、安全管理上必要な作業であり、また当該樹叢本体への影響は軽微であると考えられることから、記載の条件をもって許可したものです。

報告事項エの説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明・報告がありましたが、御質問・御意見等はございますか。

(浅見委員)

項番 20 の早雲寺林の許可条件について、資料の記載では、「事前に県教育委員会と相模原市教育委員会とで十分な協議を行うこと」とありますが、相模原市の部分は箱根町の誤りで

しょうか。

(事務局)

大変失礼しました。御指摘いただいた部分は誤りとなります。

(佐藤会長)

箱根町が正しいということですね。わかりました。

(佐藤会長)

他に御意見、御質問はございますか。特にないようですのでこれで報告事項は終了します。以上で、予定していた議題については終了しましたので、その他に移ります。

まず、委員の先生方から何か御提案、御意見、御質問等があれば承ります。

(全委員) <質問・意見等なし>

(佐藤会長)

よろしいですか。それでは事務局から何かありますでしょうか。

(谷口副課長)

はい。次回の日程をお決めいただければと思います。

(佐藤会長)

事務局の方から案はございますか。

(谷口副課長)

11月上旬から中旬、会場は横浜市内で開催させていただくというのはいかがでしょうか。

(佐藤会長)

ただいま事務局から11月上旬から中旬に横浜市内という御提案がありました。よろしいでしょうか。

(全委員) <意見等なし>

(佐藤会長)

それでは11月上旬から中旬とする方向で事務局により調整することとさせていただきます。他になければ、これをもって、令和5年度第1回神奈川県文化財保護審議会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。